

令和2年 第3回 大仙市議会定例会

市 政 報 告

令和2年9月1日

大仙市長 老 松 博 行

令和2年第3回大仙市議会定例会にあたり、諸般の状況について申し上げます。

はじめに、7月下旬に発生した大雨の被害についてであります。

8月19日の市議会臨時会においてご報告申し上げましたとおり、7月26日から28日にかけて、東北地方に停滞する梅雨前線や日本海に発生した低気圧の影響により、本市は、降り始めからの総雨量が202ミリメートルに達する非常に激しい降雨に見舞われました。

市では、この大雨に際し、早期に災害警戒対策部、そして災害対策本部の設置を行い、市民の皆様の命を最優先に、避難勧告や避難指示の発令、避難所の開設、内水排水対策、交通規制など、早め早めの対応に努めたところであります。

特に、避難所については、災害警戒対策部の設置直後に指定避難所11カ所の設営を行い、安全かつ早めの避難行動を促したところであり、また、新型コロナウイルス感染症流行下での初めての開設となったことから、事前に策定した運営マニュアルに基づき、発熱等の症状の有無によるエリア分けや三密回避の徹底など、感染リスクを最小限にする運営に努めております。

今般の大雨では、幸いにも人的被害はなかったものの、土砂崩れや河川の溢水、内水氾濫により、住宅3棟に床上浸水や土砂堆積、2棟に

一部損壊、非住家も含めた129棟に床下浸水の被害が生じております。さらに、浸水や冠水による農作物被害が98ヘクタールに及んだほか、農地・農業用施設296カ所、林道20路線82カ所に被害が生じており、農林業の被害総額は約3億3千万円に上っております。

また、この7月の大雨に続き、8月8日から9日にかけても大雨に見舞われております。これを受け、市では、8月8日午後5時30分に災害警戒対策室を設置し、河川の増水や土砂災害への警戒に当たるとともに、内水排水や交通規制などの対応を行ったほか、市内11カ所に避難所を開設したところであります。

この大雨による人的被害は確認されておりませんが、断続的に降り続いた雨の影響で土砂崩れが発生しており、非住家3棟が全壊する被害のほか、農作物や農地・農業用施設への被害も生じております。

さらに、8月30日には、東北地方を南下した前線の影響により線状降水帯が発生し、大曲地域においては、1時間当たりの降雨量としては観測史上最大となる68.5ミリメートルを記録するなど、局地的に雷を伴った非常に激しい雨となりました。

これを受け、市では、30日午後7時5分に災害警戒対策室を設置し、河川の増水への警戒や交通規制の対応等に当たっております。被害の詳細については、現在、調査中ではありますが、住家への床下浸水に加え、農地・農業用施設への被害が報告されております。

被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

市といたしましては、立て続けに発生したこれらの大雨災害から一日も早く復旧できるよう全力で取り組むとともに、全国的に想定を大幅に上回る豪雨災害が頻発している近年の状況を踏まえ、災害対応力のさらなる強化を図るため、国の「緊急自然災害防止対策事業」を活用し、国土交通省が保有する排水ポンプ車と同規模となる、毎分60トンの排水能力を備えた排水ポンプ車を導入することとしており、今次定例会において関連する予算を追加提案させていただく予定としております。

これからの季節、頻発が心配される台風をはじめ、いつ起こるかもしれない災害に対する備えを万全にしながら、新型コロナウイルス感染症の流行も踏まえつつ、「自らの命は自らが守る」という防災意識の醸成と避難行動の重要性の周知に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

日本国内の新型コロナウイルス感染症の状況につきましては、緊急事態宣言が解除された5月25日以降、1日当たりの新規感染者数は減少傾向を示しておりましたが、6月下旬から再び増加傾向に転じ、7月29日には初めて千人を超えております。

その後も増加ペースは加速し続け、直近の統計によると累計感染者数は7万人に迫る勢いとなっており、感染拡大に歯止めがかからない状況

にあります。また、地方都市での流行拡大や感染経路の不明瞭化、感染年齢層の拡大などの新たな傾向も見られるようになってきております。

秋田県内においては、7月25日に102日ぶりとなる感染者が確認されたほか、8月7日には県内初となるクラスター感染の発生が確認されております。秋田県ではこれを受け、独自に設定した新型コロナウイルス感染警戒レベルを2に引き上げ、イベント開催制限の見直しや県外との往来に関する注意喚起などの対策を強化しております。

本市においても、県の基準を参考に、感染防止対策の徹底が難しい市主催イベントの見直しを行ったほか、首都圏や感染拡大地域への移動や観光について、市民の皆様に対し、その必要性も含め慎重に検討していただくよう、改めて広報等を通じ注意を促しているところであります。

また、感染が拡大した場合に備え、検査体制を強化し、地域医療の崩壊を未然に防ぐため、県の要請に基づき準備を進めてきた「感染症仮設診療所」を7月10日に開設しており、大曲仙北医師会のご協力のもと、医師を含めた4人体制で運営を開始しております。

こうした中、去る8月17日に、大仙市、仙北市及び美郷町を範囲とする大仙保健所管内において、4月10日以来2例目となる感染者が確認され、翌18日には、そのご家族1名の感染が確認されております。

これを受け、市では、緊急の新型コロナウイルス総合対策本部会議を開き、対応を協議したところであり、市のホームページやSNSなどを

通じた緊急メッセージの発信、広報9月号にあわせたチラシの配布など、改めて、市民の皆様に感染防止対策の徹底を呼びかけております。

市民の皆様におかれましては、国や県、市から発信される正確な情報に基づき、これまでどおり冷静な対応をお願いいたしますとともに、一人ひとりが「感染しない」そして「感染させない」という意識のもと、手指消毒やマスクの着用、十分な換気を行うなどの基本的な感染防止対策の徹底と、いわゆる三密や、大人数での会食をはじめとした感染リスクの高い状況を避けるなど、積極的な自己防衛に取り組んでいただきますよう、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症患者やその家族、勤務先、さらには医療従事者や社会生活を維持するために働いている方々に対する誹謗中傷、SNSなどを通じた心無い書き込みなど、重大な人権侵害とも言うべき行為が全国的に大きな問題となっております。こうした行為は断じて許されるものではありません。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうるものであります。今、私たちが立ち向かうべきは新型コロナウイルスであって、ともに暮らす隣人ではありません。今一度そのことを認識していただき、不確かな情報や根拠のない噂などに惑わされることなく、今こそ、お互いを思いやる気持ちや連帯感を持ち、適切な判断と行動に心がけていただきますよう、重ねてお願いいたします。

地域経済に目を向けますと、緊急事態宣言の解除に伴う段階的な自粛要請の緩和を受け、「新しい生活様式」の実践と社会経済活動の回復に向けたフェーズに移行しつつありましたが、感染拡大を警戒した自粛ムードが続いていることに加え、最近の全国的な感染の拡がりを受けて足踏みを余儀なくされております。

こうした中、市では、市民の皆様の暮らし、そして地域の経済と産業を守るため、市民や事業者の皆様の声をお聴きしながら、刻一刻と変化する情勢を捉えた経済対策を矢継ぎ早に打ち出しております。

「第4弾」となる緊急経済対策につきましては、7月7日の市議会臨時会で議決いただいた後、直ちに事業を開始しております。

消費を喚起し地域経済を下支えするため、プレミアム率50パーセントの地域商品券を発行する「プレミアム付地域商品券発行事業」につきましては、7月29日に市内の全世帯に対して購入引換券の送付を完了しており、8月5日から販売を開始しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が大幅に減少した事業者に対する支援策として創設した「宿泊業等支援事業」や「テナント事業者等支援事業」、「自動車運転代行業支援事業」についても、順次支給を開始しております。

さらには、臨時休校や部活動、スポーツ少年団活動の自粛、修学旅行の縮小など、様々な影響を受けている小中学生の皆さんに向けた「小中

学生エール花火事業」についても、8月28日の協和小中学校での打ち上げを皮切りに、市内20か所で順次実施しております。これは、たくさんの思い出が刻まれるはずの学校生活を、暗い記憶として残すことなく、少しでも元気になってほしいとの思いから企画したものであります。子ども達の未来へと続く明るい思い出になりますよう、学校や保護者の皆様と連携を図りながら実施してまいります。

このほか、特別障害者手当等受給者の在宅介護世帯に対する「在宅重度障がい者・障がい児介護世帯への支援事業」については、8月中に支給を終えており、要介護高齢者の在宅介護世帯に対する「在宅高齢者等介護世帯への支援事業」についても8月3日から申請を受け付けております。

8月19日の市議会臨時会で議決いただいた「第5弾」となる緊急経済対策につきましても、早期の実施に向けて準備を進めております。

「プライベート花火」と宿泊、滞在メニュー等を組み合わせた取組への支援を通じ、地域経済の下支えと花火伝統文化の継承を図る「花火産業構想支援事業」のほか、近隣県の小中学校を対象に修学旅行向けの体験メニューを提供し、継続的な修学旅行誘致につなげる実証事業として「体験型修学旅行誘致事業」に取り組んでおります。

さらに、今般、「ウィズ・コロナ」そして「アフター・コロナ」を見据えた取組を中心に「第6弾」となる緊急経済対策をとりまとめたところであり、今次定例会に関連する予算の補正をお願いしております。

保育施設や子育て支援施設の感染防止対策を促進する「児童福祉施設等感染症防止対策事業」や、基準日の関係で、国の「特別定額給付金」の支給対象外となった新生児を対象に、本年度に限り10万円を給付する「新生児特別定額給付金事業」の実施を計画しております。

また、売上が減少した市所有温泉施設や観光施設の指定管理者等を支援する「指定管理施設等支援事業」、小中学校の臨時休校措置に伴い、経済的な影響を受けた学校給食の食材納入業者を支援する「学校給食食材納入業者支援事業」のほか、感染拡大フェーズにあっても市の行政サービスを継続させるとともに、市全体でテレワークの普及を一層促進するため「テレワーク環境整備事業」にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大は予断を許さない状況が続きますが、引き続き徹底した感染防止対策に取り組むとともに、暮らしと雇用、産業を守り抜くために必要な経済対策、そして「アフター・コロナ」を見据えた未来につながる変革に、全力で取り組んでまいります。

次に、主な部局ごとに諸般の報告を申し上げます。

はじめに、総務部関係についてであります。

「大学卒業程度」の職員採用試験につきましては、昨年度に引き続きSPI3を活用し実施しておりますが、感染症の影響により、一定期間

テストセンターが閉鎖されたことを受け、第1次試験の日程を繰り下げ、6月1日から7月31日までの間に実施しております。15名程度の採用予定に対して、前年度より44人多い214人が受験し、8月17日に合格発表を行っております。

また、「短大・高校卒業程度」の職員採用試験については、8月3日に受付を開始しており、10月18日に、市役所本庁舎を会場に第1次試験を行うこととしております。

次に、企画部関係についてであります。

移住・定住の促進につきましては、感染症の影響により、従来型の移住相談会の開催が困難になっていることを受け、8月2日に、ウェブ会議サービスを活用したオンライン移住相談会を開催しております。担当職員や地域おこし協力隊、移住コーディネーターが、本市の暮らしや地域の防災など、参加者の多岐にわたる相談に対応しております。

現在、感染症の流行をきっかけに地方移住への関心が高まっておりますので、この機をしっかりと捉え、積極的なPRと移住希望者に寄り添った支援を実施してまいります。

地域の魅力再発見事業の一環として、太田地域で取組を進めている「太田分校レストラン」につきましては、コロナ禍の暗い雰囲気を払拭し、地域の皆様に元気を届けようと、8月27日に、大曲農業高等学校

太田分校の生徒が考案した弁当のテイクアウトサービスをスタートしており、11月まで月1回のペースで実施する予定となっております。

次に、健康福祉部関係についてであります。

市では、「健康」を起点とした新たなまちづくりとして、株式会社タニタ、株式会社タニタ秋田及び株式会社タニタヘルスリンクとの連携のもと、「健康まちづくり推進事業」の実施を検討しております。これは、各方面から高い評価を得ている「タニタ健康プログラム」を導入し、地域全体で健康づくりを推進するもので、健康寿命の延伸や医療費等の抑制、政策連携による地域経済の活性化などにつなげるものであります。現在、10月からの事業実施に向けてタニタグループと協議を重ねているところであり、事業内容が固まり次第、今次定例会において関連する予算を追加提案させていただく予定としております。

乳幼児健診や成人の各種健診につきましては、三密を避けるため会場を広い施設に変更したほか、対象者ごとに健診時間を割り当てるなどの感染防止対策を徹底しながら実施しております。

次に、農林部関係についてであります。

水稻につきましては、長梅雨や大雨による生育への影響が懸念されておりましたが、出穂期は平年並みの8月3日となり、概ね良好な生育

状況となっております。

本市農業の新たな指針となる「第4次大仙市農業振興計画」の策定につきましては、農業者の代表や学識経験者、関係団体の代表者の皆様に委員をお願いし、7月14日に1回目となる策定委員会を開催したところであり、年度内の策定に向けて作業を進めてまいります。

感染症の影響を受けた野菜や花きなどの生産者に対する支援につきましては、国の「高収益作物次期作支援交付金」の活用を検討してまいりましたが、今般、大仙市農業再生協議会が事業主体に選定されたことを受け、次期作に前向きに取り組む生産者を支援し、生産体制の維持・強化につなげる取組を進めることとしております。

畜産振興につきましては、中仙地域豊川地区の草薨畜産株式会社が、国の畜産クラスター事業を活用して牛舎の整備を進めており、これに伴う繁殖用雌牛の導入に係る費用に対し、県との協調支援を行うため、今次定例会に予算の補正をお願いしております。

次に、経済産業部関係についてであります。

新企業団地の整備につきましては、今般、調査、測量、設計等、工事前の業務が完了しましたので、今次定例会会期中に議員説明会の開催をお願いし、工事概要等についてご説明申し上げたいと考えております。

JR大曲駅に併設する市所有施設西口へのエスカレーター設置につき

ましては、現在、JR東日本秋田支社に依頼し、設計を進めているところであります。エスカレーターの設置は、利用者層の高齢化にあわせた安全性の向上と、県南地域の玄関口であり、県内各地をつなぐハブ機能を有する施設として利便性を一層高めるものであり、令和3年7月末の完成に向けて取組を進めてまいります。

真木真昼県立自然公園の魅力や知名度の向上を図り、県内外からの誘客に結びつけるとともに、地域の自然に関わる人材の育成や確保を目的とした「観光登山事業」につきましては、秋田県及び美郷町との連携のもと、国の地方創生推進交付金を活用した「アウトドア・アクティビティの聖地創造広域連携事業」の一環として検討を進めてまいりましたが、今般、県が策定する地域再生計画が採択されたことから、今次定例会に関連する予算の補正をお願いしております。

太田町生活リゾート株式会社につきましては、本年3月31日に全事業が終了し、7月31日をもって清算が完了しております。

次に、建設部関係についてであります。

雄物川の氾濫により、度々浸水被害を受けてきた南外地域物渡台地区ぶつどだいの集団移転につきましては、当該地区住民から国に対し要望が出されたことを受け、「防災集団移転促進事業」の活用に関して国との協議を進めてまいりましたが、今般、補助金の内示があったことから、協和

地域の岩瀬・湯野沢地区とともに、住宅移転に関する調査・検討を行うため、今次定例会に関連する予算の補正をお願いしております。

次に、教育指導部関係についてであります。

中仙地域の学校統合につきましては、統合小学校の校名案の選考や遠距離通学となる児童生徒の通学支援などについて、保護者や地域住民の皆様と協議を重ねてきた結果、今般、合意が得られたことから、今次定例会に関連する条例案、並びに予算の補正をお願いしております。

「中学生サミット」につきましては、市内11校の生徒会役員が参加し、8月12日に大曲交流センターで開催されております。サミットでは、平和中学校3年生の久米川^{かのん}華穂さんによる「SDGsによる地域活性化」と題した基調講演が行われたほか、「学校同士がつながりを持つ」ことをテーマに、近隣校同士の「スクールリンクプラン」について話し合いが行われております。

次に、生涯学習部関係についてであります。

文化財の保護・活用につきましては、「鈴木空如を顕彰する会」がクラウドファンディングで資金を募り、制作を進めていた鈴木空如筆「法隆寺金堂壁画模写」の原寸大複製画4点が完成し、7月21日に太田文化プラザにて除幕式が行われております。複製画は、市が寄贈を

受けて同施設にて常設展示しており、同氏の偉業を伝える新たな歴史文化スポットとして市内外に広く周知してまいります。

次に、上下水道局関係についてであります。

本年2月25日に発生した昭代橋添架管の落下事故を受け、市内全域の橋梁添架管と水管橋を対象に、職員による目視点検を行っております。現在、全体の約70パーセントが完了しており、点検の結果、補修や補強が必要となった添架管等については、今後、計画的に修繕工事を実施してまいります。

最後に、財政状況についてご報告申し上げます。

令和元年度決算につきましては、普通会計における実質収支が1億5,946万1千円と、合併後2番目に多い黒字額を確保しており、実質単年度収支についても、市債の任意繰上償還や財政調整基金への積み増しなどにより、6億6,398万9千円の黒字決算となっております。

国民健康保険事業特別会計をはじめとする各特別会計の決算につきましては、全ての会計において実質収支がゼロまたは黒字となっており、市立大曲病院事業会計、上水道事業会計、簡易水道事業会計及び下水道事業会計の企業会計決算における収益的収支は、いずれも黒字となっております。

おります。

過去3か年の平均値で算出する実質公債費比率につきましては、これまでの市債発行額の抑制による公債費の縮減などから、11.3パーセントと前年度より0.9ポイント改善しております。

また、将来負担比率につきましても、全会計の市債残高や一部事務組合の償還負担額、退職手当負担見込額の全てが減少したことに加え、財政調整基金の積み増しを行ったことから、127.5パーセントと前年度より0.6ポイント改善しております。

一方、今後の財政運営につきましては、令和2年の国勢調査人口が反映されることによる普通交付税の大幅な減少に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に端を発した地域経済・産業への深刻な影響により、市税や地方消費税交付金の減少も予想されるなど、大幅な一般財源不足が見込まれており、大変厳しい状況になるものと懸念されております。

こうした見通しから、「第2次大仙市総合計画 後期実施計画」や「第2期大仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進を図りつつも、既存事業の見直しを一層進めるほか、市債の発行額抑制や繰上償還、財政調整基金の積み増しに引き続き取り組み、将来を見据えた健全な財政運営に一層努めてまいりたい所存であります。

以上、諸般の状況をご報告申し上げましたが、これまで申し上げましたもの以外については、別添のとおりご報告させていただきます。

今後とも、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます、市政の報告とさせていただきます。

別添

令和2年第3回大仙市議会定例会
市政報告

市長報告以外の諸般の報告

令和2年9月1日

大 仙 市

目 次

【健康福祉部】

1 敬老会について	1
-----------------	---

【農林部】

2 農業と食に関する活性化基本構想について	1
3 園芸メガ団地のトマト栽培について	1
4 大豆産地化推進事業について	2
5 クマの出没状況について	2
6 市の花「コスモス」普及促進事業について	2

【建設部】

7 岩瀬・湯野沢地区宅地造成事業（協和地域）について	2
8 公園遊具整備事業について	2

【教育委員会 生涯学習部】

9 成人式について	2
10 大綱交流館等整備事業について	2
11 花火伝統文化継承資料館「はなび・アム」について	3
12 神岡 500 歳野球親睦交流会について	3

【公営企業 上下水道局】

13 上水道事業について	3
14 簡易水道事業について	3
15 下水道事業について	4

【新型コロナウイルス緊急経済対策】

16 緊急経済対策 第 1 弾	4
17 緊急経済対策 第 2 弾	4
18 緊急経済対策 第 3 弾	5
19 緊急経済対策 第 4 弾	8
20 緊急経済対策 各種手当・保険料等の減免	9

【健康福祉部】

1 敬老会について

例年9月に開催している各地域の敬老会については、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高いとされる高齢者が一堂に会する行事であることから、参加者の健康と安全を最優先に中止を決定しています。

【農林部】

2 農業と食に関する活性化基本構想について

本市の強みである農産物や発酵食文化を活かした、持続可能な強い農業を目指し、アクションプランに位置付けた各事業を進めています。

(1) 地域の核となる経営体の育成

農業法人や施設利用組合等に対し、新たな設備の導入や規模拡大に関する意向調査を行っているほか、大規模経営体を対象に稲作機械の導入を支援する制度づくりを進めています。

(2) 大仙市農産物の麴商品開発

秋田県総合食品研究センター、及び株式会社秋田今野商店に依頼し、市内味噌蔵の酵母を使用した新たな減塩味噌や、枝豆を用いた本市独自の発酵食品の開発に着手しています。

(3) 農業者の事業化推進

7月6日に、事業化意欲を持つ市内農業者を対象に立ち上げを予定している「農業者コミュニティ」の説明会を開催しており、14人が参加しています。

(4) スマート農業の推進

東部新規就農者研修施設内に「ハウス内環境モニタリングシステム」を設置しており、研修生が温度や湿度、日射量等を定期的に測定し、病虫害防除の判断に活用しているほか、データに基づき、作物の生育に適した環境の調整を行っています。

3 園芸メガ団地のトマト栽培について

昨年より8日早い6月18日から出荷が始まり、7月末現在の出荷量は、昨年同時期と比較し8%増の87トンと伺っています。生育状況は日照不足の影響も少なく概ね順調であり、収穫作業と併せ、整枝、摘葉、摘果などの管理作業が進められています。

4 大豆産地化推進事業について

西仙北地域の農事組合法人強首ファームが、第48回全国豆類経営改善共励会の大豆集団の部において、最優秀賞に当たる農林水産大臣賞を受賞されています。生産性向上や作業効率化への取組が評価されたもので、本市大豆振興の牽引役としてさらなる事業展開が期待されます。

5 クマの出没状況について

8月27日現在、市内でのクマの目撃情報が72件寄せられており、前年同時期と比較して23件の増となっています。今後、冬眠に向けて活動が活発化するおそれがあることから、引き続き市民の皆様への注意喚起に努めてまいります。

6 市の花「コスモス」普及促進事業について

市の花「コスモス」の周知と景観美化を目的に、大仙市緑化推進委員会が平成29年から行っているもので、8月中旬に、市内の学校、公民館、介護施設など100施設に対し合計238個のプランターを配布しています。

【建設部】

7 岩瀬・湯野沢地区宅地造成事業（協和地域）について

国の雄物川中流部河川改修事業（岩瀬・湯野沢地区）に伴う集団移転については、用地の造成工事が完成したことから、移転対象者と土地の引渡しに関する契約手続きを進めています。

8 公園遊具整備事業について

子育て環境の充実を目的に、中仙地域のドンパン広場内で進めていた複合遊具の設置が完了し、8月7日から供用を開始しています。

【生涯学習部】

9 成人式について

毎年8月15日に開催している成人式については、感染拡大防止の観点から、令和3年1月10日への延期を決定しています。

10 大綱交流館等整備事業について

7月15日に完成検査を終え、新たな地域の拠点として多くの皆様から利用いただけるよう、10月の開館に向け準備を進めています。

11 花火伝統文化継承資料館「はなび・アム」について

7月28日から、市内の花火会社をシリーズで紹介する「大仙の花火師たち展」を開催しています。初回は、響屋大曲煙火株式会社をクローズアップし、会社の特徴や歴史、花火作りにかかる思いなどを紹介するほか、同社が選んだ特色ある花火大会を紹介する企画展「全国花火大会めぐり 北海道・東北編」も同時開催しています。

また、感染症の影響により、作品発表の場が減少している市内高校文化部の活動成果を披露する機会として、8月4日から特別企画展「花火のまち大仙 市内高校作品展」を開催しており、花火をテーマにした書道や絵画などの作品を展示しています。8月23日には、大曲高等学校書道部による書道パフォーマンスが披露されています。

7月3日には、花火グッズや土産品を取り扱う「ピアムショップ」が駐車場の一角にオープンしています。この店舗は、来館者の要望に応える形で大仙市観光物産協会が開店させたもので、はなび・アムの新たな魅力につながるものと期待されます。

12 神岡500歳野球親睦交流会について

全県500歳野球大会の中止を受け、500歳野球発祥の地である神岡地域のチームが主導し、9月19日から2日間の日程で「神岡500歳野球親睦交流会」が開催される予定となっています。市では、交流会の事務補助や大会用具の提供、感染拡大防止に係る対策などの後方支援を行うこととしています。

また、500歳野球大会に出場している全国の選手にモチベーションを維持していただき、来年度以降の大会の発展と普及促進につながるため、試合の様子やチーム紹介を兼ねた動画を作成し、後日、市のホームページ等で配信する予定としています。

【上下水道局】

13 上水道事業について

上大町地区及び大曲あけぼの町地区の上水道配水管改良工事については、7月2日に発注を終えています。

14 簡易水道事業について

大曲地域の松倉地区及び内小友中山地区の水道未普及地域解消事業については、6月29日に松倉地区、6月30日に中山地区において地元説明会を開催しています。

また、南外地区簡易水道事業の浄水場長寿命化工事については、7月9日に発注を終えています。

簡易水道施設統合整備事業については、西仙北地域、中仙地域及び南外地域簡易水道の水道施設統廃合に向けた基本計画を作成するため、7月2日に業務委託を発注しています。

15 下水道事業について

大曲地域の管渠改築工事については、8月6日に発注を終えています。

農業集落排水処理場の統合に向けた管渠接続工事のうち、仙北地域の薬師処理区、福田処理区及び払田処理区については7月9日に、神岡地域の神岡東部処理区については8月6日に、それぞれ発注を終えています。

【新型コロナウイルス緊急経済対策】

16 緊急経済対策 第1弾

(1) 中小企業振興融資あっせん制度（マル仙緊急経済対策）

既存の「大仙市中小企業振興融資あっせん制度」の中に、融資限度額2千万円、融資期間10年以内とする特別枠を設け、利子の一部と保証料の全額を補給するもので、8月24日時点の融資予定も含んだ利用状況は、77件、7億7,575万円となっています。

17 緊急経済対策 第2弾

(1) 経営維持特別小口融資資金（マル仙再興支援枠）

マル仙緊急経済対策とは別枠となる融資限度額3百万円、融資期間10年以内とする特別枠を設け、利子及び保証料の全額を補給するもので、8月24日時点の融資予定も含んだ利用状況は、243件、6億5,462万5千円となっています。

(2) 経営維持臨時給付金

売上が減少した中小企業や個人事業主等に対し、1事業所あたり20万円を上限に給付するもので、5月11日から申請を受け付けています。7月8日には、支給対象期間の延長と支給額算出方法を緩和する制度拡充を実施しており、8月28日時点の申請件数及び給付決定額は470件、9,505万円となっています。

(3) 特別定額給付金（国）

国民1人につき10万円を給付するもので、5月7日に全世帯に申請書類を送付し、県内に先駆けて5月12日に1回目の給付を行っています。8月7日が申請期限となっており、全世帯の約99.8%にあたる31,502世帯への給付を完了しています。また、7月16日には、申請前に全世帯員の死亡により受給権が消滅した28世帯の相続人に対し、市単独で給付金を給付する制度拡充を実施しており、9月末を期限に申請を受け付けています。

(4) 大仙エール飯スタートアップ事業

テイクアウトやデリバリーに取り組む飲食店等に対し、5万円を上限に補助金を交付するもので、8月28日時点の申請件数及び交付決定額は54件、310万6千円となっています。

(5) 飲食店プリペイドチケット支援事業

大曲商工会議所及び大仙市商工会が取り組むプリペイドチケット事業に対し、25万円を上限に補助金を交付するもので、5月中に交付を完了しています。チケットについては、6月1日から飲食店等に配布されています。

18 緊急経済対策 第3弾

(1) 子育て支援地域商品券給付事業

18歳以下の子どもを持つ世帯に対し、子ども1人につき2万円相当の地域商品券を給付するとともに、児童扶養手当または特別児童扶養手当の対象となる場合には、それぞれ1万円分を上乗せするもので、対象となる5,914世帯へ事前に引換券を送付し、7月1日から商品券との引換を行っており、8月31日までに引換できなかった世帯には、同日付けで地域商品券を送付しています。

(2) 妊産婦健診等タクシー利用助成事業

令和2年度に出産した産婦、出産予定の妊婦の方に対し、1万円相当のタクシー券を交付するもので、7月1日から利用いただいています。また、今後妊娠届出をされる方に対しては、母子手帳交付時に随時配布することとしており、8月28日現在で363人の方に配布しております。

(3) 地域活力再生応援事業

①クラウドファンディング活用緊急支援事業

クラウドファンディングを活用して調達した資金をもって、売上が減少した事業者を支援する民間団体等に対し、取組に係る経費の一部を補助するもので、3団体から合計570万円の申請があり、うち1団体で事業が完了しています。

②タクシー業者宅配サービス事業

飲食店等と利用客をつなぐ宅配サービスを行うタクシー業者に対し、1回の配送料金1千円のうち700円を補助するもので、6月末時点で31件、21,700円を交付しています。なお、緊急事態宣言解除後、利用客が回復傾向にあることや、夏場における衛生管理上の観点から、タクシー業者の判断により6月末を持って配達を終了しています。

③タクシー車両感染拡大防止対策事業

タクシー車内の仕切りカーテンなどの感染拡大防止対策を実施する市内タクシー業者に対し、車両1台につき1万円を補助するもので、対象となる市内8事業者に順次給付することとしています。

④コミュニティバス事業等維持対策事業

地域公共交通網の維持を目的に、市のコミュニティバス及び循環バスを運行するバス事業者に対し、事業に使用する車両台数1台につき20万円を補助するもので、順次給付することとしています。

(4) 学生支援事業

県外の大学等で学ぶ学生1人につき5万円を給付するとともに、希望者に対して市の特産品を送付するもので、7月中に申込みを受け付け、給付金については、申請者1,026人に対して8月19日までに給付を完了し、市の特産品については、希望者984人に対し、8月下旬までに発送を完了しています。

(5) 奨学資金貸与事業（追加募集）

経済的な理由により、学費の支払いが困難となっている県外学生を対象に、既存の「大仙市奨学資金貸与事業」の奨学生として追加募集するもので、7月中に申込みを受け付け、応募者1人に対して9月中に貸与を開始する予定としています。

(6) 子育て世帯臨時特別給付金（国）

児童手当を受給する世帯に対し、子ども1人あたり1万円を給付するもので、6月23日に対象となる全世帯への給付を完了しています。

(7) ひとり親世帯への臨時特別給付金支給事業（国）

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯に対し、子ども1人あたり5万円、第2子以降については1人につき3万円を加算して給付するとともに、収入が大きく減少している世帯には、1世帯あたり5万円を追加給付するもので、7月15日に該当する全世帯に対し通知を行い、8月27日に給付を完了しています。なお、追加給付については、9月28日を予定しています。

(8) 住居確保給付金（国）

休業などの影響により収入が減少し、住居を失うおそれがある方に対して家賃相当額を支援するもので、大仙市社会福祉協議会との連携のもと受付を行っており、8月28日時点で6件の給付を決定しています。

(9) G I G A スクール構想推進事業

児童生徒が情報化社会への対応力を身に付けるとともに、長期休校時における学びを保障する環境を早期に構築するため、G I G A スクール構想を推進するもので、小中学校の全児童生徒分のパソコン整備とスクールサポーターへの業務委託を進めています。

(10) 大仙市交通助成券「のりのりきっぷ」交付事業

市内公共交通の利用促進と高齢者等の移動支援を目的に、市内公共交通で利用可能な交通助成券を交付するもので、7月1日から申請を受け付け、8月27日時点で4,345人に配布しています。

(11) 新型コロナ対策宣言店応援事業

感染防止対策の徹底と事業活動の再開に取り組む市内事業者を応援し、地域経済の再始動を後押しするため、対策への取組を宣言するテンプレートを配布するもので、飲食業者、社交飲食業者を中心に活用いただいています。

(12) 新型コロナウイルス感染症対策事業

災害発生時の避難所における感染拡大を防止するため、スペースを区切るパーティションメントを購入するもので、令和3年1月までに納入が完了する予定となっています。

19 緊急経済対策 第4弾

(1) プレミアム付地域商品券発行事業

消費を喚起し、地域経済を下支えするため、プレミアム率50%の地域商品券を発行するもので、7月29日に市内の全世帯に対して購入引換券を送付し、8月5日から販売を開始しています。8月28日時点での発行数は91,176セットで、発行数に対する販売率は49.02%となっています。

(2) 小中学生エール花火事業

学校生活で様々な影響を受けている小中学生に元気を届けることを目的に実施するもので、学校や保護者と連携しながら、8月28日の協和小中学校での打ち上げを皮切りに、各学校の計画に従って実施しています。

(3) 経営再興支援事業（テナント事業者等支援給付金）

令和2年2月から12月までのいずれか1ヶ月の売上高が、前年同月比で20%以上減少したテナント事業者に対し、1事業所あたり20万円を上限に給付するもので、8月28日時点の申請件数及び給付決定額は155件、2,411万円となっています。

(4) 経営再興支援事業（自動車運転代行業支援事業）

自動車運転代行業者に対し、保有車両1台につき5万円を給付するもので、8月28日時点の申請件数及び給付決定額は14件、100万円となっています。

(5) 経営再興支援事業（宿泊業等支援事業）

売上が減少した宿泊業者や大規模宴会業者に対し、規模や利用者数に応じ100万円を上限に給付するもので、8月26日現在で18件の申請があり、16件、1,240万円を給付しています。

(6) 在宅重度障がい者（児）介護世帯への支援事業

特別障害者手当等の受給者を介護している世帯に対し、受給者1人につき5万円、同じ世帯で2人目以降の場合は1人につき3万円を給付するもので、対象となる440世帯に対し、各手当の8月支給分とあわせて給付を完了しています。

(7) 在宅高齢者等介護世帯への支援事業

在宅の要介護高齢者を同居して介護している世帯に対し、1世帯あたり5万円、同じ世帯で2人以上の要介護高齢者を在宅介護している場合は、2人目以降1人につき3万円を加算して給付するもので、8月28日時点で365件の申請があり、審査を経て、9月25日に1回目の給付を予定しています。

20 緊急経済対策 各種手当・保険料等の減免

(1) 傷病手当金（国民健康保険・後期高齢者医療保険）

給与収入等のある国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療保険被保険者が、新型コロナウイルスに感染するなどして就労ができなくなった場合、傷病手当金を給付するものでありますが、現時点で申請はありません。

(2) 国民年金保険料の免除・猶予

収入源となっている業務の喪失や売上減少などにより、所得が相当程度まで減少した場合、令和2年2月以降の保険料について免除や猶予を行うもので、8月28日時点で6件の申請を受け付けています。

(3) 国民健康保険税の減免

主たる生計維持者の事業収入、給与収入等の各収入別に前年対比で30%以上減収した場合、当該収入に対する国保税を減免するもので、8月28日時点で30件の減免を決定しています。

(4) 後期高齢者保険料の減免

主たる生計維持者の事業収入、給与収入等の各収入別に前年対比で30%以上減収した場合、当該収入に対する後期高齢者保険料を減免するもので、8月28日時点で2件の減免を決定しています。

(5) 市税の納税猶予

令和2年2月以降の任意の期間において、事業収入等が前年同期比で20%以上減少し、一時に納付することが困難な場合、申請に基づき1年間、地方税の徴収を猶予するもので、8月28日時点で56件の申請を受け付けています。

(6) 水道料金及び下水道使用料の支払い猶予

令和2年4月以降の料金及び使用料の支払が困難な使用者について、最長6ヶ月の支払い猶予や分割納付の相談に応じるもので、8月28日時点で13件の相談に応じています。